

第 8 8 号 議 案 （ 議 員 提 出 議 案 ）

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

提 出 者 島 本 町 議 会 議 員

川 嶋 玲 子	野 口 日 利 美
福 嶋 保 雄	長 谷 川 順 子
中 田 み どり	東 田 正 樹
平 井 均	伊 集 院 春 美
戸 田 靖 子	永 山 優 子

提 案 理 由

令和 5 年 人 事 院 勧 告 の 給 与 に 関 する 勧 告 の 内 容 に 鑑 み 、 改 正
す る も の 。

島本町条例第 号

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和35年島本町条例第93号)の一部を次のように改正す
る。

第6条中「昭和24年条例第34号」を「昭和24年島本町
条例第34号」に改める。

第7条第2項中「100分の212.5」を「、6月に支給
する場合には100分の212.5、12月に支給する場合に
は100分の222.5」に、「昭和53年条例第24号」を
「昭和53年島本町条例第24号」に改める。

第2条 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の21
2.5、12月に支給する場合には100分の222.5」を
「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、
令和6年4月1日から施行する。

